

6 会員証規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人安芸高田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員証に関する必要な事項を定めるものとする。

(会員証の発行)

第2条 会員証は、正会員に発行し、貸与するものとする。

(会員証の有効期限)

第3条 会員証には、有効期限を記載しないものとする。

(会員証の利用)

第4条 正会員は、会員証を就業の際常時携帯し、発注者との面談時又は提示を求められた際には会員証を提示し、正会員たる身分を明らかにすること。

2 当センターで開催する総会、研修会・講習会等の出欠確認に利用するものとする。

3 その他、シルバー人材センター事業の運営上必要とされる場合に利用できるものとする。

4 会員証の利用は、正会員本人に限定し、他人に貸与、譲渡することはできない。

(会員証の紛失・破損)

第5条 会員証を紛失又は破損した場合は、速やかにセンターへ届け出て、所定の手続きを行い、会員証の再発行を受けるものとし、同時に旧会員証は紛失届出の時点で失効するものとする。

2 会員証を再発行する場合は、再発行手数料として300円をセンターへ支払うものとする。

(会員証の返却)

第6条 任意退会又は会員資格の喪失に該当した場合は、直ちにセンターへ会員証を返却しなければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、会員証に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、公益社団法人安芸高田市シルバー人材センターの設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。